

令和7年度 職員の給与の男女の差異公表

特定事業主名： 吉富町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.7%
全職員	73.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.5%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	95.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	63.3%
31～35年	100.5%
26～30年	—
21～25年	83.7%
16～20年	60.1%
11～15年	81.8%
6～10年	90.0%
1～5年	87.1%

【説明欄】

- ・表中の割合は一般職員、再任用職員及び会計年度任用職員を対象に算定している。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の給与の差異に関して、男性に給与水準の高い「再任用職員」から「会計年度任用職員」に雇用形態を変更したものが数名在籍していたため、女性の給与に対する男性の給与の割合が高くなっている。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分については該当する職員がいないため記載なし。
- ・役職段階別の本庁課長補佐相当職区分については該当する職員が女性のみのため記載なし。
- ・勤続年数別の26～30年は、女性の職員がいないため記載なし。